

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	区営住宅等管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野	担当者名	金田 内線 2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-08-01	区営住宅等管理運営費					
	01-08-02	区営住宅借上料					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 4年度		根拠	公営住宅法及び同施行令、区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な住環境の形成				
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ又区営住宅を建設し管理運営する。						
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 ①区内に5年以上居住していること②独立して日常生活を営めること③前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること④65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。※南四・町五一部を除く						
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 住宅名 所在地 管理開始 戸数 ①西尾久七丁目住宅（借上型） 西尾久7-19-11 H4.4.28 単身29戸、世帯5戸 ②西尾久三丁目住宅（借上型） 西尾久3-21-12 H5.7.29 単身34戸、世帯5戸 ③南千住二丁目住宅（借上型） 南千住2-32-3 H5.5.21 単身12戸、世帯6戸 ④町屋七丁目住宅（建設型） 町屋7-2-15 H5.4.1 単身20戸、世帯3戸 ⑤町屋五丁目住宅（建設型） 町屋5-9-2 H10.5.1 単身21戸、世帯8戸 ※障害者用含む ⑥都営南千住四丁目住宅（都営） 南千住4-9-3 H12.5 単身43戸、世帯7戸 ※⑥は、建物は都住宅局が管理し入居募集事務も都住宅局で実施。区は事務室等の維持管理を行う。 3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談・住宅管理						
経過	①平成4年度に民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設。 ②平成5年度には、区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定した。さらに、同年度地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅、南千住二丁目住宅を開設した。 ③平成10年5月には、公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定した。 ④平成12年5月からは東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに荒川区がふれあい協力員を設置。						
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・建物保守等の管理は外部へ委託。（H18から指定管理者制度導入。H24～東急コミュニティー、H28指定管理料20,839千円）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	181,831	183,298	176,230	186,599	168,349	181,376
①決算額（28年度は見込み）		179,183	180,250	169,966	170,592	163,221	172,556	156,645
②人件費等		10,464	12,674	10,738	28,640	17,169	19,161	
③減価償却費		3,486	5,290	4,194	18,252	16,255	17,577	
【事務分担量】（%）		120	170	130	540	500	515	
合計（①+②+③）		193,133	198,214	184,898	217,484	196,645	209,294	156,645
特定財源	国 社会資本整備総合交付金	0	0	0	0	328	0	0
	都 高齢社会対策都包括補助金	13,108	12,476	12,136	5,951	3,600	3,600	3,600
	その他 住宅施設等使用料等	32,223	31,100	30,422	32,094	33,400	34,059	33,725
	一般財源	147,802	154,638	142,340	179,439	159,317	171,635	119,320
実績の推移	退去世帯数（単身）	13	14	16	9	9	9	9
	退去世帯数（二人用）	3	7	0	2	2	2	1
	入居世帯数（単身）	12	10	9	12	15	7	9
	入居世帯数（二人用）	3	1	5	1	3	1	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800
報償費	ふれあい協力員謝礼	749	報償費	ふれあい協力員謝礼	756	報償費	ふれあい協力員謝礼	749
需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,869	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,301	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	6,666
役務費	電話料、鑑定評価報酬	1,443	役務費	電話料	221	役務費	電話料、鑑定評価報酬	621
委託料	指定管理委託料、その他委託料	32,388	委託料	指定管理委託料、その他委託料	34,449	委託料	指定管理委託料、その他委託料	28,133
使用料等	借上料	108,119	使用料等	借上料	106,199	使用料等	借上料	106,199
負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	9,853	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	20,829	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	9,477

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 空き待ち登録世帯数（世帯）	20	20	20	20	20	
	② 空き待ち登録者応募数（件）	136	161	146	160	160	応募総数
	③ 入居世帯実数（世帯）	13	16	6	10	10	5住宅（南四住宅除く）の入居世帯実数

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用が増大傾向にある。 要介護状態となった入居者の処遇（条例上、自立喪失状態は退去事由）について困難ケースがある。 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新システムの状況を確認しながら、他の住宅への導入を検討していく。	新システムの導入を実施。システムの運用状況を確認しているが良好な状況と言える。	平成27年度に導入した以外の住宅への新しい緊急通報システム導入の可能性を模索する。
②	建物所有者の費用負担による住環境の改善を図るため、計画的に修繕が実施できるように進行管理をしていく。	一部の住宅においては住環境の改善が図られた。	他の住宅について、計画的な建物修繕の実施を建物所有者へ要望していく。
③	高齢者住宅のあり方について、次期高齢者プランの策定時に一定の結論を出すため検討する。	高齢者住宅の在り方、必要性について、引き続き検討している。	要介護状態、長期入院している居住者の処遇について困難なケースがあるため、その対処方法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の契約内容も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	23年三定 24年一定 借上げ住宅の今後のあり方検討について 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の借上げ契約年数について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
---	---

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	1,725	報酬	委員報酬	1,846	報酬	委員報酬	2,312
旅費	費用弁償	45	報償費	専門相談	65	報償費	専門相談	344
需用費	事務用品	24	旅費	費用弁償	51	旅費	費用弁償	61
負担金補助等	特別区・第二ブロック	119	需用費	事務用品	24	需用費	事務用品	32
			負担金補助等	特別区・第二ブロック	90	負担金補助等	特別区・第二ブロック	119

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	中高層建築物相談件数	536	554	601	564	564	目標値は25～27年度の平均
②	あっせん物件解決率（％）	50	0	0	100	100	あっせん物件件数が0の場合、解決率は0とした
③							

（問題点・課題分析）	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」や「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の整備により、近隣住民への周知等一定の調整ができたが、住民の権利意識の高まりから、相談内容は今まで以上に複雑でより専門的になっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き荒川ルール条例の担当課及び関係各課との情報交換を緊密にしていく。	荒川ルール条例の担当課、関係各課と連携することができた。	より専門的な助言、指導を必要とする際、建築紛争相談員から調整員へ、スムーズに対応する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	改善・見直し	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場として重要であるが、一部相談体制を見直す。

況議 （要 旨） 問 状	OH20一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
--------------------------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-02	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	林	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	建築審査会事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	58年度	根拠	建築基準法第78条	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区建築審査会条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準	計画区分	○計画	●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な住環境の形成		
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。				
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法令第43条の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。				
内容	<p>1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じた重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会の開催 年10回（H28年度予算）</p> <p>4 その他会議 全国建築審査会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p> <p>* 昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。</p>				
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p> <p>S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p> <p>H27. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（マン建法関係）</p> <p>H28. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）</p>				
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,736	1,703	1,619	1,767	1,817	2,197
①決算額（28年度は見込み）		1,437	1,482	1,225	783	640	2,139	1,622
②人件費等		4,918	3,388	3,711	2,676	4,544	7,070	
③減価償却費		2,034	1,711	1,775	1,859	2,113	3,754	
【事務分担当量】（%）		70	55	55	55	65	110	
合計（①+②+③）		8,389	6,581	6,711	5,318	7,297	12,963	1,622
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	8,389	6,581	6,711	5,318	7,297	12,963	1,622
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	建築審査会開催数	9	9	8	3	2	14	10
	同意案件件数	6	7	16	2	2	6	2
	審査請求件数	2	1	1	0	1	3	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	333	報酬	委員報酬	1,676	報酬	委員報酬	1,275
旅費	費用弁償・全国会議	114	報償費	決算書作成	238	報償費	決算書作成	119
需用費	事務用品・図書購入	45	旅費	費用弁償・全国会議	6	旅費	費用弁償・全国会議	9
負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	148	需用費	事務用品・図書購入	40	需用費	事務用品・図書購入	50
			役務費	速記録手数料	71	役務費	速記録手数料	58
			負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	108	使用料等	建築審査会会場	3
						負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	108

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 同意案件件数	2	2	6	2	2	目標値は、予測値として算定
	② 審査請求件数	0	1	3	1	1	目標値は、予測値として算定
	③						

問題点・課題 (指標分析)	安心・安全な生活環境を求める住民環境の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まる一方であり、景観や眺望権を主張する審査請求事件が増加傾向にある。また、民事と建築基準法との関係など、解決が難しい問題も増えてきている。その他、民間確認機関が増えたことにより、トラブルに発展する事例も見られる。こうしたことから、事務局として、いつ審査請求が提起されてもいように備えておく必要がある。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、法に基づく同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備していく。	同意案件、審査請求ともに多くの件数提起され、建築審査会事務局として対応を行った。	昨年度に引き続き、同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制整備していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要である。

況議 (要旨) 会質 問 状	
----------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	4,982	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	4,207	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	7,541

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 融資実行件数（新規）	1	0	0	3	3	H28年度は予測値
	② 利子補給件数	48	44	42	45	45	28年度は27年度～28年度までに繰上返済がない場合の推定値
	③						

（問題点・課題 指標分析）	街づくり事業を円滑に推進するための事業であり、継続を要するが、対象事業が「都市計画道路事業補助線街路第331号」のみとなり、昨今は申請件数が少なくなっている。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市計画事業に係る用地取得を所管する用地係と連携を図り、本制度の対象者への周知を含め、適切に有効活用する。	用地係と連携し、有効活用を図ったが、申請件数は少なかった。	引き続き、用地取得を所管する用地係と連携を図り、本制度の対象者への周知を含め、事業を有効に活用する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区の街づくり事業を円滑に推進するために必要である。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-04	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	林	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	4年度	根拠	荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な住環境の形成		
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。				
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④その他				
内容	1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 ① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他				
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止				
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		101,031	69,006	52,946	56,400	48,344	40,993
①決算額（28年度は見込み）		60,962	48,753	37,770	31,359	28,144	26,274	36,205
②人件費等		1,308	1,241	2,052	2,947	2,728	1,369	
③減価償却費		436	1,400	1,452	1,859	1,951	1,536	
【事務分担当量】（%）		15	45	45	55	60	45	
合計（①+②+③）		62,706	51,394	41,274	36,165	32,823	29,179	36,205
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	62,706	51,394	41,274	36,165	32,823	29,179	36,205
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	利子補給率（一般/旧耐震）	0.9%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
	最長利子補給期間	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年
	実行件数/あっ旋件数	28/30	10/12	27/29	6/7	3/4	7/7	20/20
	融資実行額（千円）	518,500	186,850	506,450	107,500	60,000	124,000	400,000

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	11
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	28,137	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	26,267	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	36,194

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① あっ旋件数	7	4	7	20	20	目標値は予測値
	② 融資実行件数	6	3	5	20	20	目標値は予測値
	③						

（問題点・課題 指標分析）	老朽住宅を耐震性を満たす耐火住宅へ建替えるために有効な事業であるが、平成25年度に老朽住宅の除却を条件としたことから申請件数は少なくなっている。老朽住宅をそのままにしておく危険性なども含め、広く事業内容を周知していく必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	老朽住宅の建替えをさらに促進させるため、密集事業や不燃化促進事業と連携していく。	密集事業や不燃化促進事業と連携を図ったものの、低金利のためもあり、申請件数は本年度も少なかった。	引き続き老朽住宅の建替えを促進させるため、事業内容のPRを行うとともに、密集事業や不燃化促進事業と連携していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	老朽住宅の建替えにあわせた融資あっ旋によって地域の防災性の向上を図る必要がある。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-05	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	林	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-02	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 53年度		根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な住環境の形成		
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。				
対象者等	一定の所得以下で、区内にある住宅に、現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築、改修、アスベストの除却等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等				
内容	1 融資あっ旋額 20万円～500万円 2 利子補給率 ①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：1.2% ②一般世帯（①以外の世帯）：0.9% 3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 ①外壁・屋根の修繕又は高齢者・身障者：1.8% ②一般世帯（①以外の世帯）：2.1% 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）				
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充				
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,172	852	763	904	677	621
①決算額（28年度は見込み）		63	117	98	96	75	48	597
②人件費等		436	545	955	311	296	456	
③減価償却費		145	778	807	237	325	512	
【事務分担量】（%）		5	25	25	7	10	15	
合計（①+②+③）		644	1,440	1,860	644	696	1,016	597
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		644	1,440	1,860	644	696	1,016	597
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	利子補給率（一般世帯/その他）	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%
	利子補給期間	7年						
	実行件数/あっ旋件数	3/3	0	0	1/1	0	0	9/9
融資実行額（千円）		10,000	0	0	2,000	0	0	45,000

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	75	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	48	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	597

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 融資実行件数	1	0	0	9	9	目標値は予測値
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	工事着工後に事業内容を確認に来る対象者がいるため、融資あっ旋できない場合があることから、耐震事業とも連携しつつ、HPや区報による事業の周知を行う必要がある。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、住宅の耐震改修を促進するため、HP等によりPRに努めるとともに建築事務所協会等を通じたPRにも努める。	耐震事業と連携を図ることや、HPの改良を行い事業のPRに努めた。	耐震改修に併せた事業内容のPRを行うとともに、事業がより多くの方に周知されるよう引き続きPRに努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	住宅の耐震改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上を図る必要がある。

況議（要旨）	OH25四定 住宅リフォーム助成制度について
--------	------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-07	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	石坂
				内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	分譲マンション対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な住環境の形成				
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。						
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。						
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナーを開催するとともに、管理組合にコンサルタントを派遣する。</p> <p>2 交流会 交流会組織の充実のため、組織の確立、規約等の作成について、推進できる環境づくりを促進する。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>						
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p> <p>H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p> <p>※27. 4. 1近隣まちづくり推進事業から統合 （分譲マンションコンサルタント派遣8件・一般需要費）</p>						
必要性	分譲マンションは、個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、居住者の地域コミュニティへの参加を促進するためにも交流会を活用する必要がある。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 ②区報・ホームページ掲載 ③セミナー実施（当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		136	136	136	136	137	450
①決算額（28年度は見込み）		128	133	126	126	130	305	450
②人件費等		2,023	1,694	1,923	1,410	2,318	1,844	
③減価償却費		872	933	968	1,014	975	1,024	
【事務分担量】（%）		30	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		3,023	2,760	3,017	2,550	3,423	3,173	450
特定財源の推移	国				0		3	
	都				0			
	その他				0			
	一般財源		3,023	2,760	3,017	2,550	3,423	3,170
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	マンションセミナー（参加者数）	52	89	69	78	57	72	69
	マンション相談（相談件数）	54	29	16	19	20	19	19
	コンサルタント派遣件数	2	7	6	1	0	6	8

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	124	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	277	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	358
需用費	セミナー購入・事務用品	6	需用費	セミナー購入・事務用品	28	需用費	セミナー購入、事務用品、図書	92

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① マンションセミナー（参加者数）	78	57	72	69	69	25年度から27年度の平均
	② マンション相談（相談件数）	19	20	19	19	19	25年度から27年度の平均
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの居住環境の維持・向上（管理規約・長期修繕計画等）のため、住民、管理組合の専門的知識を高めていく必要がある。 ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄である。 ・マンションセミナーの新規参加者が少ない。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深めていく。	マンションセミナーを通して、専門的知識や長期修繕計画等に関する知識の普及に役立てた。	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深める。
②	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やしていく。	荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、居住者等の知識・経験を増やすことができた。	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やす。
③	引き続きHP等を利用してPRを図る。	HP等を利用してPRを図ることができ、前年度と比較すると新規参加者が増加した。	引き続きHP等を利用してPRする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要である。

況 議 会 要 旨 問 状	○H23一定 マンション管理について ○H26一定 マンション管理問題について ○H27年度2月 マンション等の老朽化への対応
---------------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-04-07	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	区民住宅管理運営	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名
		担当者名	前田	内線
				2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	区民住宅管理運営費		
	01-03-01	借上区民住宅借上料		
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 7年度		根拠	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区民住宅条例及び同条例施行規則
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市	
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成	
	施策	02	快適な住環境の形成	
目的	中堅所得者層を対象とした住宅を供給するとともに、その住宅の利用者に対する使用料の一部を助成することにより定住化の促進を図る。			
対象者等	・主な入居要件①所得金額が一定の範囲であること②自ら居住するため、住宅を必要とすること（原則として住宅を所有していない者）③同居親族を有すること			
内容	<p>1 借上型住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日暮里六丁目住宅（東日暮里6-8-13, SRC造5F, 24戸） 管理期間 平成29年3月31日まで ・町屋八丁目住宅（町屋8-5-16, 鉄骨造5F, 40戸） 管理期間 平成30年3月31日まで <p>2 建設型住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町屋五丁目住宅（町屋5-9-2, SRC造22Fの内、4～22F、124戸） ※高齢者・身体障害者区営住宅併設（1～3F） ※従前居住者用住宅併設（10戸） <p>3 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者管理（区）：入居募集・許可、使用料決定・徴収、世帯員変更等の各種手続き等 ・保守・管理（指定管理者）：清掃、設備保守点検、一般修繕、空き室修繕、共用部点検等 			
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年4月1日西日暮里三丁目住宅（借上型）開設 ・平成9年4月10日東日暮里六丁目住宅（借上型）開設 ・平成10年4月1日町屋八丁目住宅（借上型）開設 ・平成10年4月20日町屋五丁目住宅（建設型）開設 ・平成23年4月1日多子世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施） ・平成24年4月1日株式会社東急コミュニティーを指定管理者に指定 ・平成27年3月31日西日暮里三丁目住宅（借上型）終了 ・平成27年4月1日区内在住勤要件を廃止 <li style="padding-left: 20px;">従前居住者用住宅開設（町屋五丁目住宅内10戸。用途変更による。） <li style="padding-left: 20px;">近居世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施） 			
必要性	人口は増加しており、定住化策としての区民住宅制度の政策的意義は薄れている。			
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 建物の維持管理は指定管理者が行い、入居手続、使用料の決定・徴収、入居者管理等は区が行う。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	241,432	245,886	235,625	290,877	298,148	235,664	169,192	
①決算額（28年度は見込み）	231,380	239,351	232,799	288,488	278,136	222,563	169,192	
②人件費等	20,109	19,542	19,102	16,453	17,091	12,948		
③減価償却費	8,280	8,864	9,197	8,450	10,403	9,147		
【事務分担量】（%）	285	285	285	250	320	268		
合計（①+②+③）	259,769	267,757	261,098	313,391	305,630	244,658	169,192	
特定財源	国 家賃調整補助金	41,520	17,489	12,903	7,917	4,630	15	
	都 家賃調整補助金	17,404	0	0	0	0	0	
	その他 区民住宅使用料等	293,787	277,221	287,111	261,024	246,471	213,066	
	一般財源	-92,942	-26,953	-38,916	44,450	54,529	31,577	169,192
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区民住宅戸数	235	235	235	235	235	188	
	新規入居者数	3	5	5	3	13	3	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	実績評価委員報酬等	80	報償費	実績評価委員会報酬	20	報償費	実績評価委員会報酬	60
需用費	共用部電気・水道	9,755	需用費	共用部電気・水道	7,399	需用費	共用部電気・水道	9,334
役務費	不動産鑑定料	597	役務費	口座振替等手数料	13	役務費	強制執行補助業者費用	1,032
委託料	指定管理料	73,554	委託料	指定管理料	52,152	委託料	指定管理料	31,792
使用料等	住宅管理システムリース	1,727	使用料等	住宅借上料	99,720	使用料等	住宅借上料	99,720
使用料等	住宅借上料	170,760	使用料等	住宅管理システムリース	946	使用料等	住宅管理システムリース	947
負担金補助等	防災センター負担金	17,909	負担金補助等	防災センター負担金	62,313	負担金補助等	防災センター負担金	26,307

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入居率(%)	64	62	65	66	72	(365*188-空室期間)/(365*188)※ or366
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<p>荒川区の定住人口が回復、増加（平成10年179,617人→平成27年211,119人）する中、区民住宅の入居率は平成26年度と比べて、微増である。</p> <p>区民住宅の家賃は傾斜家賃制度により、家賃が上昇（使用者に対する助成が毎年3.5%ずつ減少）し、27年度をもって本来の家賃（市場家賃）となった。住宅の購入や安価な賃貸住宅へ転居が増えていると伴に、近居世帯支援の活用を目的とした入居もある。</p>
	<p>（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）</p> <p>未実施区…練馬区、足立区、江戸川区</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	借上型区民住宅について、20年間の管理期間満了に伴い民間事業者へ返還し、順次、廃止する。	28年度末をもって廃止する東日暮里六丁目住宅について、オーナーとの調整、入居者への周知を行った。	借上型区民住宅の円滑な廃止・返還のため準備を行う。
②	都市計画道路事業への協力者の入居や単身者入居について検討する。	国や都と制度上の課題について調整を行い、検討を進めた。	町屋五丁目住宅の活用について、総合的に検討する中で、都市計画道路事業への協力者の入居や単身者入居について検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	改善・見直し	借上型区民住宅については順次廃止する。区が所有する町屋五丁目住宅は、活用方法等について検討していく。

況議 (要 旨) 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-04-08	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	都営住宅相談・募集事務	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名
		担当者名	井上	内線
				2824
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	都営住宅募集事務費		
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 27年度		根拠	都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市	
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成	
	施策	02	快適な住環境の形成	
目的	都営住宅の地元割当てや一般の募集時の相談窓口を常設して、区民の住宅セーフティネットを確保する。			
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・都内に在住の住宅に困っている低額所得者 ・主な入居要件（家族向け）①所得が一定の範囲内であること②住宅に困っていること③同居親族がいること（単身者向けは60歳以上であること） 			
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 入居に関する問い合わせの受付（通年） 2 空き家の募集事務（申込書配付、説明）（年4回、2月上旬、5月上旬、8月上旬、11月上旬） 3 地元割当ての募集事務（募集、申込受付、公開抽選、資格審査、合格通知発送、都への結果報告） 			
経過	昭和43年度 日常の相談業務、通常の募集に係る申込用紙の配付及び地元割当ての募集・受付・決定は区に分担と再確認（都区財調：基準財政需用額算定の中で規定）			
必要性	平成25年住宅・土地統計調査によれば、荒川区内の都営住宅は、約3,900戸に入居があり、区内の居住している住宅97,620戸の約4%を占める。区民の住宅セーフティネットとして定着しており、事業の必要性は高い。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 都営住宅入居に関する問い合わせについて、通年受け付ける。年4回、都営住宅募集の案内・申込書の配布、説明等を行う。東京都から都営住宅の地元割当てがあったときは、区が募集事務を行う。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	189	191	189	78	75	76	76	
①決算額（28年度は見込み）	0	71	0	0	0	0	76	
②人件費等	4,046	3,480	4,659	2,694	5,432	4,985		
③減価償却費			2,904	2,197	3,088	3,242		
【事務分担量】（%）	60	75	90	65	95	95		
合計（①+②+③）	4,046	3,551	7,563	4,891	8,520	8,227	76	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	4,046	3,551	7,563	4,891	8,520	8,227	76	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	地元割当て募集戸数	0	3	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本費	0	需用費	印刷製本費	0	需用費	印刷製本費	76

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 募集案内配布部数（部）	9,108	8,682	8,192	8,300		
	②						
	③						

問題点・課題 （指標分析）	毎回区内の応募倍率が高い（H27.5約4.7倍、H27.11約3.4倍）ため、地元割当の住戸数を確保する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、地元割当ての戸数を増やすよう東京都へ働きかける。	東京都へ地元割当ての戸数を増やすよう働きかけた。	引き続き、地元割当ての戸数を増やすよう東京都へ働きかける
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	東京都の低額所得者向けの住宅施策について協力していく。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-04-09	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	住宅対策審議会	部課名	防災都市づくり部施設管理課	課長名	川原	担当者名	小澤
				内線	2823		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	住宅対策審議会費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		8年度	根拠	荒川区住宅基本条例、荒川区住宅対策審議会規則		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な住環境の形成				
目的	区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。						
対象者等	区民等						
内容	1 審議会 区長の諮問に応じ、区の住宅に関する施策について重要な事項を審議し、答申する。 2 委員構成 学識経験者、区議会議員、区民、区職員 3 委員定数 15人以内 4 任期 2年						
経過	平成19年度～平成20年度 第10回～第15回住宅対策審議会 「荒川区における新たな住宅政策のあり方」（審議、答申） 平成25年度 第16回～第18回住宅対策審議会 「荒川区民住宅の今後のあり方」（審議、答申）						
必要性	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区住宅基本条例及び荒川区住宅対策審議会規則により荒川区住宅対策審議会を設置し実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		373	374	732	666	641	647
①決算額（28年度は見込み）		0	0	0	508	0	0	643
②人件費等		0	1,270	0	3,327	0	154	
③減価償却費		0	467	0	1,352	0	68	
【事務分担量】（%）		0	15	0	40	0	2	
合計（①+②+③）		0	1,737	0	5,187	0	222	643
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	1,737	0	5,187	0	222	643
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	住宅対策審議会の開催				1			

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	491
旅費	委員交通費	0	旅費	委員交通費	0	旅費	委員交通費	46
需用費	事務用品費	0	需用費	事務用品費	0	需用費	事務用品費	23
役務費	速記料	0	役務費	速記料	0	役務費	速記料	79
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 審議会開催回数	1	0	0	0	0	
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	区の住宅施策の重要な事項について、適切な時期に審議する必要がある。
	（実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区） 設置している区 新宿区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等の適切な準備を行う。	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等の適切な準備を行った。	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等の適切な準備を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。

況議（要旨） 会質問 状	
--------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 住みよさ（％）	89	88	90			区政世論調査
	② 重点取り組みの実施率（％）	69	72	78			新規・充実事業数／重点取り組み数
	③						

（問題点・課題分析）	住宅マスタープランは、平成30年度までの10ヵ年計画としているが、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行う必要がある。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 文京区は未策定（H25までは策定）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、社会情勢の変化等を注視し、必要に応じて見直しを行う。	次期住宅マスタープラン策定に向け準備を開始した。	次期住宅マスタープラン策定に向け準備を進める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	推進	現行の住宅マスタープラン（平成21年度から平成30年度）を見直し、次期住宅マスタープラン（平成31年度から平成40年度まで）を策定する。

況議 （要 会 質 問 状）	平成15年2定 「新たな住宅マスタープランの策定について」
-------------------------------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-01	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
		担当者名	上村	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	細街路拡幅整備助成費			
	01-01-03	細街路拡幅整備事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	建築基準法、東京都建築安全条例	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市			
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成			
	施策	02 快適な住環境の形成			
目的	建築物の新築や建替え等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図る。				
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者。対象細街路延長232Km(両面)。27年度末現在94.5Km拡幅整備済。整備率40.7%。				
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。 整備の円滑化を図るための支援 1. 助成金の交付 ・後退用地の整地の助成（ガス・水道等の移設経費）@30,000/㎡ ・ブロック塀・擁壁の移設の助成@10,000/m ・すみ切り部分の整地の助成@60,000/ヶ所 2. 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行 ・平成27年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@32,000/件で業務委託				
経過	・昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 ・昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 ・平成2年 荒川区細街路拡幅整備を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 ・平成20、21年 指定道路図及び指定道路調書作成委託 ※細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の閲覧				
必要性	建築基準法が、昭和25年に施行し道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。建築主や土地所有者の理解と協力を得て拡幅整備が進捗しており、2項道路整備には当事業が必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 建築確認事前相談時に事業の説明をする。建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。助成金の交付並びに非課税申告の手続きを代行する。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		33,442	33,693	32,125	40,887	32,217	33,852	34,117
①決算額（28年度は見込み）		31,700	30,056	29,849	38,266	30,881	30,684	34,117
②人件費等		22,010	21,386	20,897	21,154	19,837	19,831	
③減価償却費		8,715	9,330	9,681	10,140	9,753	10,239	
【事務分担量】（%）		300	300	300	300	300	300	
合計（①+②+③）		62,425	60,772	60,427	69,560	60,471	60,754	34,117
特定財源	国	社会資本整備総合交付金						
	都	3,000	7,468	6,916	9,201	3,022	9,619	10,000
	その他	0	0	0	0	0		
	一般財源	0	0	0	0	0		
		59,425	53,304	53,511	60,359	57,449	51,135	24,117
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	整備件数（件）	200	214	213	238	234	233	233
	整備延長（m）	1,925	2,189	2,137	2,507	2,313	2,317	2,317
	整備面積（㎡）	1,111	1,280	1,301	1,514	1,379	1,400	1,400
	すみ切り整備（ヶ所）	32	32	28	36	32	28	32

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	後退用地整備等助成	23,557	負担金補助等	後退用地整備等助成	23,546	負担金補助等	後退用地整備等助成	25,574
一般需用費	消耗品費、印刷製本費	1,090	一般需用費	消耗品費、印刷製本費	991	一般需用費	消耗品費、印刷製本費	1,147
委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,232	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,145	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,394
委託料	指定道路図及び指定道路調書等更新業務委託	3,002	委託料	指定道路図及び指定道路調書等更新業務委託	3,002	委託料	指定道路図及び指定道路調書等更新業務委託	3,002

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 後退用地整備率（％）	38	39	40	41	41	整備延長/整備対象道路延長両側
	② 拡幅整備承諾率（％）	94	95	95	95	95	承諾書受理/承諾書対象件数
	③ 公共施設後退整備率（％）	79	80	80	80	80	整備延長/整備対象道路延長

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 ・密集住宅市街地整備促進事業の他に、平成20年度から都市防災総合推進事業が導入された。 ・既存公共施設での後退整備が遅れている。整備対象公共施設は146施設あり、その施設にかかる対象道路延長5,960mのうち4,737mが整備済である。（整備率79.4%、109施設整備済）
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 23区実施率：91.3%（条例10区、要綱11区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	継続して細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、職員が自ら土地所有者に細街路整備事業の趣旨を説明し拡幅整備を進める。	荒川区内全域で12件の自発整備を行った。	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、職員が自ら土地所有者に細街路整備事業の趣旨を説明し拡幅整備を進める。
②	継続して不燃化特区に指定された地区においては、縁石整備済の敷地を新規にL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進する。	荒川1丁目地区において、1件L型側溝の拡幅整備を行った。	不燃化特区に指定された地区においては、縁石整備済の敷地を新規にL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進する。
③	継続して、施設管理課と協力して未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとられず計画的に拡幅整備をしていく。	荒川六丁目ひろば館の拡幅整備及び公園・児童遊園等で5カ所拡幅整備を行った。	施設管理課と協力して未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとられず計画的に拡幅整備をしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。

況議 （要旨） 会 質 問 状	
--------------------------------	--